

○防衛省告示第二百三十一号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、全部返還、共同使用及び追加提供が令和三年十月八日次のとおり決定された。

令和三年十月十三日

防衛大臣 岸 信夫

陸上施設

◎全部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇一六	府中通信施設	府中市	国有	土地…約九、九〇〇平方メートル 土地…約六、七〇〇平方メートル（イー ズメント）

建物…約八一〇平方メートル

工作物…囲障等

令和三年九月三十日

◎共同使用

施設番号 施設名 所在地名 所有関係

五〇二九 佐世保海軍施設 佐世保市

摘要

水域…約八七一、〇〇〇平方メートル

佐世保市が赤マテ貝を採取するため共同

使用する。

使用期間…令和六年九月三十日までの

間、年一回、一回につき二日間

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

二〇〇六 八戸貯油施設 八戸市 民有 土地・約一〇平方メートル

国有 工作物・雑工作物等

送油管等として追加提供する。